

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6MCE2AA01980		6MCJ2A00305 0001								
品名 または 件名										
ユニットハウス等借上										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
島松駐屯地				管理課 青木1曹（5913）						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
補給部				令和8年9月1日（火）～令和10年3月31日（金）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月25日（火）10時00分 北海道補給処調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
 - エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
 - オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 落札決定方法
- ア 総額により決定する。
 - イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。
- (3) 入札の無効
- ア 第7項第1号に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条件に違反した入札
 - ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
 - エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
 - オ 電話、電報及びFAXによる入札
 - カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- (4) 契約書作成の要否
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、賃貸借契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (5) その他
- ア 入札書の記載要領等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。
- イ 郵便入札
- (7) 郵便による入札参加を推奨（感染防止のため。）
- (4) 郵便入札の要領等
- a 送付先
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課第3契約班
- b 送付期限
令和8年8月24日(月)15時00分（必着）
- ウ 送付要領
- (7) 入札書は「ユニットハウス等借上 入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
- (4) 上記の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。
- エ 到着の確認
郵送により入札を行う者は、発送した後入札担当者に到着の確認を行うものとする。
- (6) 再度入札
- ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
- イ 郵便による入札者がいる場合
- (7) 再度入札の実施日時
令和8年8月28日（金）13時30分
- (4) 郵便入札の要領
- a 送付期限
令和8年8月27日（木）15時00分（必着）
- b その他の要領
初度の入札と同様とする。
- (7) 提出書類
- ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）
- イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (8) 入札に関する問合わせ先
- ア 仕様書に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処補給部管理課 担当：沼田
電 話 0123-36-8611（内線5914）
- イ 入札及び契約等に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課第3契約班 担当：湯地
電 話 0123-36-8611（内線5257）
FAX 0123-36-8719（直通）
- (9) 公告掲示場所
- ア 掲示板
- (7) 島松駐屯地
- (4) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
- イ 北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (10) 公告掲示期間
令和8年8月4日～令和8年8月25日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をしていい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

仕 様 書		
ユニットハウス等借上	作 成	令和8年7月24日
	作成部隊等名	北海道補給処 補給部

1 借上に関する要求

1.1 借上品目, 規格等

借上品目、規格等は、調達要領指定書によって指定する。

1.2 管理条件

1.2.1 借上の方式

借上は、レンタル契約とする。

1.2.2 借上の数量, 期間, 使用場所, 納入場所

借上の数量、期間、使用場所、納入場所、搬入・搬出については、調達要領指定書によって指定する。

1.2.3 積載, 卸下, 設置, 撤収

借上ユニットハウスの搬入、搬出、設置及び撤収は、契約の相手方が行うものとする。

2 品質保証

2.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3 その他の指示

3.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

3.2 保守サービス体制

契約の相手方は、借上ユニットハウスの機能を完全に発揮し得る状態に保ち、何らかの不具合が生じた場合には、速やかに復旧出来る保守サービス体制を確保するものとする。

3.3 保守管理

3.3.1 通常使用による故障等は、契約の相手方の負担とする。

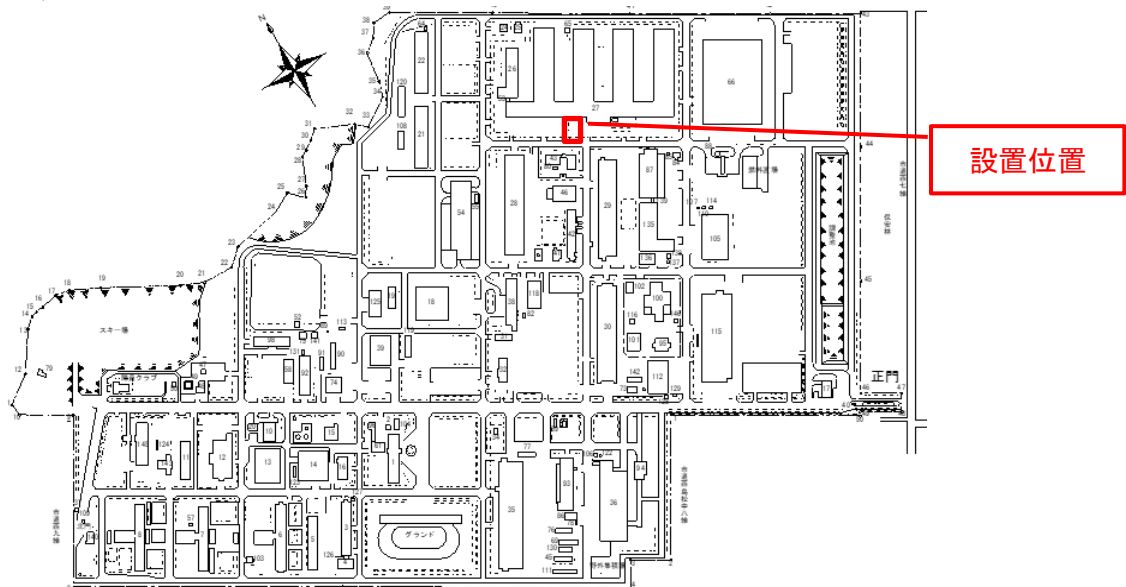
3.3.2 官側の故意又は、過失等による場合は、官側及び契約の相手方との協議とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号			
	調 達 要 求 番 号	6 M C J 2 A 0 0 3 0 5		
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 7 月 3 1 日		
	作 成 部	北 海 道 補 給 処 補 給 部		
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 7 月 2 4 日		
品 名	ユ ニ ッ ト ハ ウ ス 等 借 上			
指 定 事 項				
1 借上機材の品目 ユニットハウス				
2 借上期間 (1) 施工場所：北海道恵庭市西島松 3 0 8（島松駐屯地） (2) 設置時期：令和 8 年 9 月 1 日（火）～令和 8 年 9 月 2 日（水） (3) 使用期間：令和 8 年 9 月 3 日（木）～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（金）※（基準） (4) 撤去時期：令和 1 0 年 3 月 3 1 日（金）までに撤去するものとし、細部は官側との調整による。				
3 規格等 (1) ユニットハウス 3 連棟（1 階建） ア 約 7，2 0 0 mm×約 7，0 5 0 mm（耐雪型） イ 基礎（敷き鉄板及びブロック等） ウ 空調機付き（壁掛け 5 馬力 2 カ所）3 相 2 0 0 V エ 出入口カーテン付 オ 窓ブラインド付（4 カ所） カ 窓網戸付（4 カ所） キ 空調機用発電機（20KVA極超低騒音型） ク 出入口 1 カ所 ケ 出入口踏み台 コ 照明 各棟 3 ケ所（電源引込みを含む） サ 出入口上部 F R P 製ひさし				

シ レイアウト

別紙第1による。

(2) 配置図

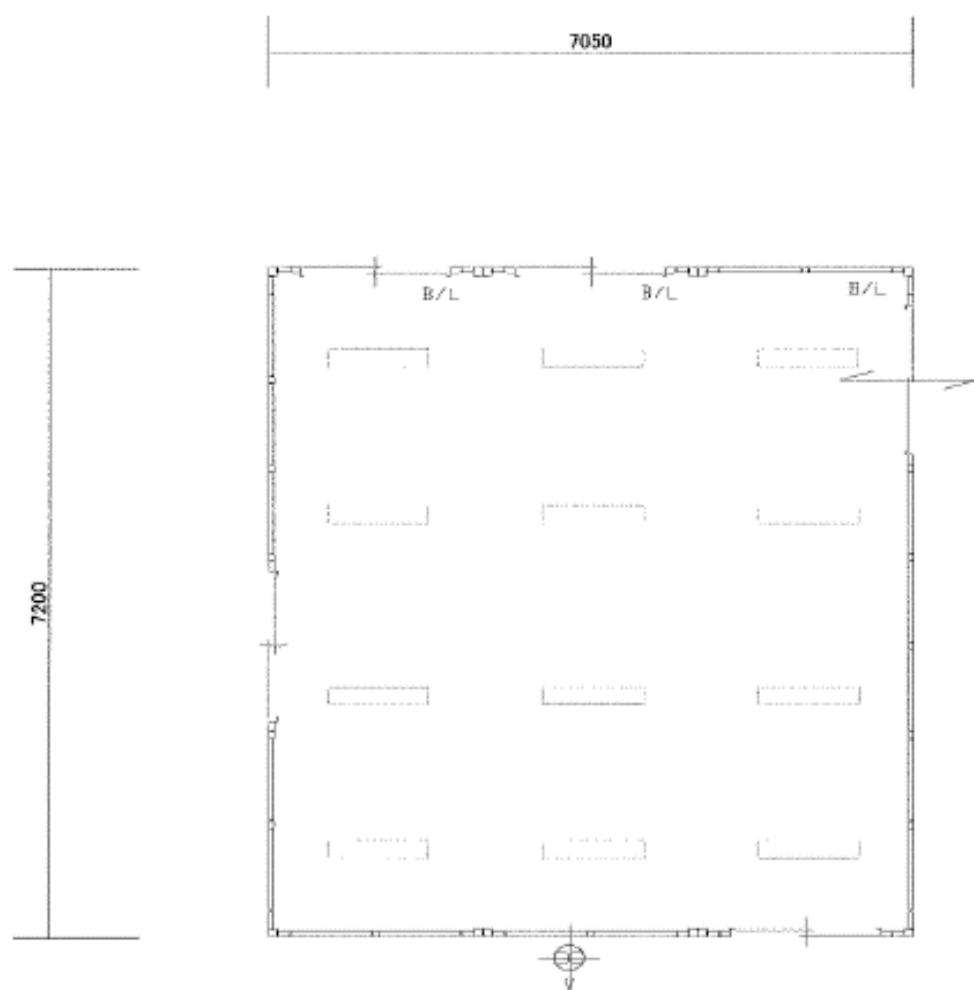


4 一般事項

- (1) ユニットハウス等、細部の設置場所については、現地指示とする。
- (2) 借上期間中の使用者側の取扱不備以外に起因する故障については、契約者の負担により速やかに対応すること。
- (3) 納入作業に伴う既存施設の損傷、火災等については、役務請負業者の責任とする。
- (4) 設置及び許可された場所以外への無断立入り等は厳禁とする。
- (5) 設置完了後、機能点検を実施した後、操作方法等の説明を実施すること。
- (6) その他、部隊側の諸規則及び指示に従い遅延なく納入するものとする。

5 細部連絡調整先

補給部管理課 沼田曹長（内線 5914）



入札書

金額 ￥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ユニットハウス等借上	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
	合 計					
納入(履行)場所	島松駐屯地	納期(履行期限)		令和8年9月1日～ 令和10年3月31日		
契約保証金	免除	見積書有効期限				

上記に関して「入札及び契約心得(駐屯地用)」「標準契約書(駐屯地用)」「標準契約書(補給本部等用)」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得(駐屯地用)」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者

TEL